

372-0014

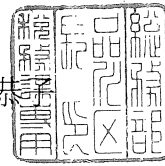


# 差 押 調 書 ( 謄 本 )

様

品総税発第 2532号  
令和 5 年 4 月 14 日

品川区長 森澤 恭



下記滞納金額が督促状を發した日から起算して10日を経過した日まで（繰上徴収をした場合についてはその納期限まで）に完納されていないので、次のとおり、滞納金額を徴収するため、地方税法の規定により差押えました。

地方税法がその例とする国税徴収法第54条の規定により調書を作成し、その謄本を交付します。  
この差押債権の取立、その他の処分を禁じます。

滞納者	住(居)所 又は所在地	[Redacted]	
	氏名 又は名称	[Redacted]	
滞納金額	合計滞納金額 207,600円(延滞金を含む) 内訳は別紙「内訳書」のとおり		
差押財産	債務者	所在地	[Redacted]
		名称	[Redacted]
	滞納者が債務者に対して有する通常郵便貯金、通帳番号(又は証書番号) [Redacted] 番の払戻請求権。		
	ただし、その貯金額が滞納額207,600円を超える場合は、貯金額のうち、207,600円の払戻請求権とする。		
	履行期限	請求あり次第即時	
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 令和 年 月 日 ( )			
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 令和 年 月 日 ( )			

(本人用)

・「滞納金額」欄に掲げた金額は、この調書作成日(令和 5 年 4 月 14 日)までのものです。

連絡先 品川区総務部税務課納税相談第二担当  
電話 03(3777)1111 内線 3427

**差押額 157,947 円**

この処分に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に品川区長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に品川区を被告として(品川区長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。